

観光促進事業の実施期間を7月14日まで延長します！

静岡県では、現在、6月30日まで実施している観光促進事業を7月14日まで延長します。

実施に当たっては、ワクチン・検査パッケージの活用やふじのくに安全・安心認証（宿泊施設）の利用、旅行者と県内受入施設双方への呼びかけ等により、感染防止対策を徹底してまいります。

令和4年4月～6月末まで実施している「今こそ しずおか 元気旅」は、7月14日で終了となります。令和4年4月～6月に発券された「ふじのくに旅行券」は7月15日以降、「地域クーポン」は7月16日以降、使用できなくなりますので、御注意ください。

1 「今こそ しずおか 元気旅」（県内宿泊施設の宿泊費及び日帰り旅行代金への割引）

対象者	・静岡県民 ・延長の同意が得られた隣接及び地域ブロック（北陸信越・中部）の県民			
	隣接県	山梨県、長野県、愛知県、神奈川県		
	北陸信越・中部ブロック	新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、（長野県、愛知県）		
	※ 東京都については、現在調整中			
延長期間	令和4年6月30日（木）までの実施期間を、 令和4年7月1日（金）～7月14日（木） （※ 宿泊は7月14日泊まで、日帰り旅行は7月14日発まで） の間延長 （※ 地域クーポンは7月15日まで）			
延長期間に係る予約受付期間	令和4年6月22日（水）～7月14日（木） ※コンビニ発券は7月1日から			
割引額等	県内宿泊費または日帰り旅行代金の1/2以内：1人最大5,000円 割引に合わせて地域クーポンを付与（最大2,000円分）			
	区分	宿泊費・日帰り旅行代金	割引額	地域クーポン
	宿泊又は日帰り旅行	1万円以上（税込）	5千円/人・（泊）	2千円
		4千円以上1万円未満（税込）	2千円/人・（泊）	1千円
利用方法 (①又は②)	①県内コンビニで購入した旅行券と地域クーポンを登録事業者への現地支払いの際に利用 ②県内旅行業店舗で直接割引。地域クーポンは登録事業者への現地支払いの際に利用			
ワクチン・検査パッケージ	ワクチン接種歴（3回接種）または陰性の検査結果を確認			

※ 「今こそ しずおか 元気旅」は、静岡県内への宿泊または日帰り旅行が対象となります。静岡県の方が、隣接及び地域ブロックへ旅行される場合は、旅行先の県の制度を利用することになりますので、各県のHP等を御確認ください。

※ 6月17日（金）に観光庁が報道発表した「全国を対象とした観光需要喚起策」の制度内容は、現在のところ未定で、今後、同庁から示される予定です。

※静岡県内の新型コロナウイルス感染症等の状況により、事業を停止する場合があります。

問い合わせ先

元気旅事務局コールセンター : 電話番号 0570-666-867